

町県民税・所得税の申告受付が2月16日から始まります

■ ご注意ください

◎次に該当される方は、**東松山市民文化センター確定申告会場（P.27参照）**での受付となります。

- ◇株式を売却し損益がある方【“損失の繰越控除”がある方を含む】
- ◇土地・建物を売却し損益がある方【売却先が“公的機関”の方は町で受付できます】
- ◇株の配当金・先物取引・FX取引・外国税控除がある方
- ◇収支内訳書を作成していない（わからない）方
- ◇連帯債務による住宅借入金等特別控除がある方
- ◇青色・損失申告、過年分・更正・修正申告、贈与税・消費税申告をされる方、及び雑損控除がある方
- ◇困難な内容の申告をされる方



■ 申告受付日程および会場

＜受付時間＞ 9時～11時・13時～16時

月 日	該 当 地 区	会 場
2月16日(火)	菅谷1区・2区	ふれあい交流センター
17日(水)	菅谷3区・4区・5区	
18日(木)	菅谷6区・7区	
19日(金)	菅谷8区・9区	
22日(月)	平澤	
23日(火)	鎌形	
24日(水)	遠山・千手堂	
25日(木)	大蔵・根岸・將軍沢	
26日(金)	むさし台	
29日(月)	むさし台	
3月1日(火)	川島	役 場 町民ホール
2日(水)	川島	
3日(木)	志賀1区	
4日(金)	志賀2区	
7日(月)	志賀2区	
8日(火)	古里	
9日(水)	吉田	
10日(木)	越畑・勝田	
11日(金)	広野	
14日(月)	杉山・太郎丸	
15日(火)	予備日	

- 土・日曜日は除きます。（土曜日午前中の開庁時も受付はいたしません。）
- 混雑の状況で、午前中受付されても相談が午後になる場合があります。
- 町県民税申告書の提出は郵送でも受付できます。

■ 問合せ

税務課 課税担当 ☎62-2153

■ 申告が必要な方

住民税＜町県民税＞

平成28年1月1日現在、嵐山町に住所がある方で、平成27年中に所得のある、次の事項に該当する方です。

- ①給与支払報告書が勤務先から役場に未提出の方
- ②給与所得者で平成27年途中で退職し、その後再就職していない方
- ③国民健康保険に加入している方

所得税

- ①平成27年中の給与収入が200万円超の方
- ②給与を2カ所以上からもらっている方
- ③給与所得者で、給与・退職所得以外の所得の合計額が20万円超の方（※20万円を超えない方でも住民税申告は必要です）
- ④営業・農業・不動産所得者で各種所得の合計額が、所得控除の合計額を超える方
- ⑤医療費控除等の所得控除を受ける方

■ 持参していただく書類

- ①申告書（税務署や役場から郵送された方）
- ②印鑑（朱肉を必要とするものをご持参ください）
- ③平成27年分源泉徴収票及び支払調書等の原本
- ④収支内訳書及び帳簿等（営業・農業の事業所得、不動産所得のある方）
- ⑤不動産所得のある方は、該当物件の固定資産税の納税通知書（課税明細書）
- ⑥国民年金保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・任意継続保険料等の領収書、支払証明書等
- ⑦生命保険料・地震保険料（旧長期損害保険料含む）の控除証明書
- ⑧医療費の領収書及び個人ごとの医療費内訳を合計〔補てん額があれば差引く〕した「医療費の明細書」（医療費控除を受ける方）
- ⑨通帳または振込先がわかるもの（所得税還付申告者本人名義）
- ⑩その他参考となる書類

※平成27年1月1日から平成27年12月31日までの所得及び所得控除の内容を対象といたします。

町民課

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について



社会保障・税番号制度について、町民の方から多く寄せられている質問を問答形式で紹介いたします。

※個人番号カードの交付申請につきましては、期限はございません。希望される方はあわてず、間違いのないよう申請をお願いします。

通知カードについて

Q1 通知カードの発行者は誰ですか？

A 市区町村長です。なお、通知カードの発行は、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が全国の市区町村長から委任を受けて実施します。

※地方公共団体情報システム機構（J-LIS）とは、都道府県・市区町村が共同して運営する組織です。

Q2 通知カードの有効期限はありますか？

A 通知カードには有効期限はありません。通知カードはあなたのマイナンバー（個人番号）を通知するもの（マイナンバー）を通知するもので、大切に保管してください。なお、個人番号カードの交付を受ける通知カードは不要となりますので、交付時に市区町村に返納することになります。

Q3 通知カード等の番号通知書類の印字項目に内容の誤り・文字の誤り・文字入力の際に誤りなどがあつた場合は、どのようにすれば良いのでしょうか？

A 役場町民課にご連絡いただき、正しい通知カードの発行を申請してください。

Q4 2015年10月以降に誕生した子供はマイナンバーの申請は必要ですか？

A 出生届を提出し、住民票登録がされた時点で、マイナンバーも作成されますので、改めて申請していただく必要はございません。

Q5 住民票を移しても番号は変わらぬのですか？

A 漏えいし不正利用される恐れのある場合を除き、生涯同じ番号を使い続けていただくため、番号は変わりません。

Q6 通知カードの再交付は可能ですか？

A 再交付は可能です。役場町民課で再交付申請のお手続きをお願いいたします。なお、手数料が必要となります。

個人番号カード交付申請について（申請は任意です）

Q7 個人番号カードの交付申請はどのように行えばよいのでしょうか？

A 住民票の住所に通知カードと個人番号カード交付申請書が簡易書留で届きますので、郵送による申請またはスマートフォンによるWEB申請を行ってください。

Q8 子供でも個人番号カードの申請はできますか？

A 15歳未満および成年被後見人の方は法定代理人により、申請していただく必要があります。また病气、身体の障害等やむを得ない理由がある場合は、市区町村長が認める任意代理人により申請が可能となります。

Q9 個人番号カードの交付申請に手数料はかかりませんか？

A 当面は無料です。ただし、再交付の際は原則として手数料が必要となります。

Q10 個人番号カードの受け取りに必要な書類はなんですか？

A 個人番号カードの受け取りに必要な書類は以下のとおりです。（申請した本人がお越しになる場合）

- ・通知カード
- ・交付通知書
- ・本人確認書類
- ① 次のうち1点
 - 住民基本台帳カード（写真付きに限る）、運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書など
 - ② 次のうち2点
 - ①をお持ちでない方は、「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載され、市区町村長が適当と認めるもの。

（例）健康保険証、年金手帳、社員証、学生証、学校名が記載された各種書類、預金通帳、医療受給者証など

※個人番号カードの受け取りには、1人約20分～30分かかる場合がありますので、ご了承ください。

Q11 住民基本台帳カードを持って使えるのですか？

A 住民基本台帳カードは、カードの有効期限内であれば利用可能です。ただし個人番号カードが交付される際に住民基本台帳カードは返納となります。また、個人番号カードの交付が開始される平成28年1月以降、住民基本台帳カードの新規交付、再交付及び更新はできませんので、個人番号カードを交付申請してください。

Q12 個人番号カードの記載内容に変更があつたときは、どうすれば良いのですか？

A 引越など、券面に記載されている情報に変更になった場合、通知カード又は個人番号カードを市区町村にて、カードの記載内容を変更してもらわなければなりません。

※通知カード又は個人番号カードの記載内容に変更があつたときは、14日以内に市町村に届け出て、カードの記載内容を変更してもらわなければなりません。